

南海電気鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の  
上限変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年11月15日（火） 10:30～11:00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、渡真利、有賀、本間、宮田、佐藤

4. 議事概要

- 鉄道局より、南海電気鉄道株式会社（以下「南海電鉄」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関し、第1回及び第2回の審議における委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 激変緩和措置は次回の改定時には講じられないということか。
  - ② 際立って赤字額の大きい路線があるというわけではないということか。収支構造についてどのように考えているか。
  - ③ 線区・区間ごと営業費用に差異があるようにも思われるが、その背景についてどのように考えているか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
  - ① その通りである。
  - ② その通りである。これまでも利用者は減少傾向にあったが、その傾向が強まっているということである。費用削減による収支改善を図ってきたが、沿線の観光地が限られることもあって都心方向への通勤・通学の片輸送とならざるを得ないこともあり、効率化にもどうしても限界がある。
  - ③ 効果的な設備投資を行うことによって維持費が抑えられるという効果もある

と思うが、詳細は改めて確認する。  
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。